国分寺市会計年度任用職員（月額報酬任用・障害者対象）募集要項

R08.10.30

会計年度任用職員は地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する一般職の非常勤職員です

1. 採用時期と募集内容

採用時期	令和9年4月以降（原則として令和9年4月1日付け採用となります）
募集内容	職名、勤務内容、報酬月額、受験資格、採用予定人数は裏面のとおり

2. 勤務条件等

報酬等	月額報酬、時間外割増報酬、期末手当、通勤に要する経費、旅費
任用期間	採用日から採用日以後における最初の3月31日まで
定年	なし（年齢不問）
社会保障	週当たりの勤務時間数により、医療保険（共済組合）、厚生年金、雇用保険に加入
休暇制度	年次有給休暇、夏季休暇、病気休暇、産前産後の休養、育児休業、子どもの看護等休暇、介護休暇、健康管理休暇など
その他	公務災害補償、研修、健康診断などの制度あり

3. 採用方法

採用試験合格者を会計年度任用職員登録者台帳に登録し、当該台帳に登録された者の中から高点順に選択して採用（台帳登録期間は原則として1年間）

4. 試験

第一次試験

試験科目	書類選考 ※ワープロソフト等を使っての作成も可能です。

第二次試験（筆記・面接試験）

日程	令和8年12月18日（金） ※集合時間は、第一次試験合格者に通知
会場	国分寺市役所本庁舎（国分寺市泉町2－2－18）
試験科目	事務適性検査、面接試験
持ち物	筆記用具、結果通知用封筒（長40号または長3号、110円切手を貼付し宛先明記）等

結果通知

通知方法	郵送
通知内容	合否結果とあわせて得点と順位を通知

5. 応募受付

提出書類

①履歴書兼自己紹介書（市指定様式）
②書類選考用紙（別紙）
③障害者手帳等（裏面参照）の写し※採用選考時の必須提出書類ではありません
④第1次試験結果通知用封筒（長40号または長3号、110円切手を貼付し宛先明記）
⑤就労パスポート※採用選考時の必須提出書類ではありません

提出方法

＜郵送のみの受付となります＞

令和8年11月24日（火）（必着）までに、簡易書留郵便にて下記宛先まで

第1次試験の結果について、12月9日（水）までに届かない場合は、
お手数ですが下記お問い合わせ先までお知らせください

- **提出書類はお返ししませんのでご了承ください。**
- **障害により受験上の配慮を希望する方は、申込時に人事課（下記）までご連絡ください。**
- **提出いただいた個人情報は、採用後に人事管理に使用させていただきます。**

募集内容は裏面をご覧ください

お問い合わせは・・・ 国分寺市総務部人事課人事係（国分寺市役所4階）
〒185-8501 国分寺市泉町2-2-18
℡ 042-312-8686（直通）
URL : http://www.city.kokubunji.tokyo.jp
MAIL: syokuin@city.kokubunji.tokyo.jp

募　集　内　容

	職名	勤務内容	報酬月額	受験資格	採用予定人数
1	総合事務担当 （障害者対象）	業務内容：行政事務全般（窓口・電話対応、パソコンによる文章作成等） ※配属先は、採用時に決定します。 勤務日：月曜日～金曜日のうち指定する日（4～5日） 勤務時間：8：30～17：00のうち指定する時間（6～7時間　※休憩1時間を除く） ※勤務日等については、週30～35時間の範囲内で希望相談に応じます。 ※報酬月額については、週の勤務時間数に応じて、213,600円～249,200円の範囲内となります。 例1：月曜日～金曜日を毎日出勤し、9：00～16：00（1日6時間）の勤務を希望 ⇒　5日×6時間＝週あたり30時間 例2：月曜日～金曜日を毎日出勤し、8：30～16：00（1日6．5時間）の勤務を希望 ⇒　5日×6．5時間＝週当たり32．5時間 例3：月曜日～金曜日のうち4日出勤し、8：30～17：00（1日7．5時間）の勤務を希望 ⇒　4日×7．5時間＝週当たり30時間 ◎自己紹介書「本人希望記入欄」に勤務日数及び時間、勤務曜日、勤務地の希望について該当するものにチェック☑してください。 ※希望の記載内容は合否に影響しません。	213,600円 ～ 249,200円	以下のいずれにも該当する方が受験することができます。 （1）身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳等）または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 （2）パソコンの操作ができ、かつワープロ・表計算ソフトを使用した文書作成や基本的な集計作業ができる方 【受験資格の応募書類】障害者手帳等（顔写真及び障害等の内容が記載されているページ）の写しを履歴書に添付いただくか、履歴書に障害の状況（障害種別や程度）や配慮事項等を可能な範囲でご記入ください。	若干名

≪注意事項≫

① 勤務時間・報酬月額は、募集時点の内容であり、法令・例規の改正等があった場合は、その定めるところによります。/

② 受験資格欄にある資格・経験等は、原則として採用日（令和9年4月1日）までの取得見込み可です。/

③ 任用期間は、採用日から採用日以後における最初の3月31日までとなります。/

※ 勤務実績等に基づき、能力の実証を行うことができた場合、再度の任用を受けることができます。なお、公募によらない再度の任用の上限回数はありません。/

※ 指定管理者制度の導入や業務の委託化等、業務の見直しにより当該会計年度任用職員の職務が不要になった場合には、公募によらない再度の任用を受けることはできません。/

④ 報酬月額のほか、超過勤務に伴う割増報酬、期末手当、通勤に要する交通費相当額、出張に伴う旅費を支給します。（その他の報酬および手当の支給はありません。）/

⑤ 期末手当は6月および12月の基準日時点の在職者（基準日に採用された者を除く。）に支給され、支給額は、報酬月額に支給月数と在職期間割合を乗じた額となります。/

例）4月1日付けで新規に採用された場合　6月支給分（報酬月額×2.45月×50%）＋12月支給分（報酬月額×2.45月×100%）/

※令和8年4月1日時点の支給率であり、支給率は変更になる場合があります。/

⑥ 国分寺市月額会計年度任用職員の身分を有する方（産育休・欠員代替等で令和9年3月31日で任期満了となる方を除く。）
および月額会計年度任用職員登録者台帳に登録されている方は応募できません。/

⑦ こどもに接する職種に従事するに当たっては、令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、
当該職種等の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
このため、あらかじめ誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。/

⑧ 採用された場合、災害時等に「国分寺市震災時の職員行動マニュアル」に沿って行動していただきます。/

⑨ 令和9年度採用の同じ職名の月額会計年度任用職員採用試験を受験し不合格となった方は、再度受験することはできません。/